第 20 号

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するこ ととする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本県一般会計歳入歳出予算」を「熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳 出予算」に改める。

第6条中「国民健康保険に関する特別会計」を「熊本県国民健康保険事業特別会計」に 改める。

第8条第1項中「同令」を「算定政令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険事業の財政運営状況を分かりやすく示すため、熊本県国民健康保険財政安定化基金に係る予算を計上する会計区分を、熊本県国民健康保険事業特別会計に変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。